

令和 3 年度 厚生労働省社会福祉推進事業

「罪を犯した障害者・高齢者等の地域生活における支援ネットワークの強化と支援の効率化に向けた、多機関連携による伴走的な支援体制の構築に関する調査研究事業」

被疑者・被告人等支援中央検討委員会 報告書

目 次

○調査概要	p.1
○調査結果まとめ	p.3
○提言	p.11
○調査データ	p.15
○（参考資料）委員会等資料原本	p.59

調査概要

<1. 調査に至った経緯>

現在、定着支援センター（以下、「センター」という。）が行う被疑者・被告人等段階からの支援は2種類ある。一つは、相談支援業務の範疇において任意に行われるもの（以下、「入口支援」という。）であり、もう一つは、今年度4月から事業化され全国で順次実施されている「被疑者等支援業務」である。今後、被疑者等支援業務を全国で標準的に実施していくためには、既に入口支援の実績を有するセンターはもとより、特にこれまで被疑者・被告人等段階からの支援の経験がないセンターに対して、支援に係るノウハウや課題点、その解決策等を共有する必要がある。

そこで、各ブロックにおける被疑者・被告人等段階からの支援に係る成果等を共有し、全国レベルでの課題を抽出して解決策の検討を行い政策提言につなげるために、各ブロックの代表者と司法福祉に精通した有識者で構成する「被疑者・被告人等支援中央検討委員会」を設置し、調査を実施することとした。

<2. 「被疑者・被告人等支援中央検討委員会」について>

- ・計2回開催した。

➤ 第1回：11月9日（オンライン会議システム「Zoom」により開催）

- ・どのように全国の被疑者等支援業務の状況を把握するか検討した。被疑者等支援業務は今年度から開始であるが、相談支援業務における入口支援の経験を積み上げ、関係機関との関係性ができているセンターがある一方、相談支援業務としても入口支援の経験のないセンターもあることから、ブロック毎での会議開催は困難であるということになった。そのため、各センターの実情に合わせて実施できるように、保護観察所のみを必須とした会議の開催を各センターに求め、その結果をもとに、委員（ブロック代表者）が会議開催や書面集約等、任意の方式で、ブロック内の状況をまとめることとなった。

➤ 第2回：3月11日（オンライン会議システム「Zoom」により開催）

- ・委員（ブロック代表者）が提出したデータをもとに、全国へ共有すべき内容の検討とより効果的な支援の在り方・政策提言すべき内容について、協議を行った。

<委員構成(順不同)>

肩書	氏名	所属等
委員長	宮田 桂子	宮田法律事務所 弁護士
委 員	高杉 金之助	青森県地域生活定着支援センター 所長
委 員	高津 努	群馬県地域生活定着支援センター 所長
委 員	南沢 宏	富山県地域生活定着支援センター 所長
委 員	森 喜久男	兵庫県地域生活定着支援センター 所長
委 員	福家 伸次	香川県地域生活定着支援センター 所長
委 員	豊留 満代	鹿児島県地域生活定着支援センター 所長

<3. 調査方法>

- ・第1回「被疑者・被告人等支援中央検討委員会」での協議をもとに、下記の方法で実施した。
- ・定着と保護観察所を必須の参加機関として、当該都道府県内の被疑者等支援業務・相談支援業務における入口支援の実態把握について検討会議を開催。または関係機関への聞き取り調査を実施するよう委員（ブロック代表者）を通し、各センターへ依頼した。
- ・当該会議では、事務局作成のレジュメ・記録用紙を使用する。
- ・地方検察庁や弁護士会等の機関への呼びかけは、各定着の実情に応じ任意とした。
- ・「被疑者・被告人等支援中央検討委員会」の委員であるブロック代表者は、管轄ブロックの意見を取りまとめ、事務局へ提出する。

<4. 調査対象>

- ・全国45センター（回答：43センター、回答率：95.7%）

※調査対象は、全定協会員である45センターを対象に実施。北海道は1センターとカウント。

<5. 調査期間>

- ・令和3年11月23日～令和4年1月31日

<6. 調査項目>

1. 保護観察所における活動報告 (期間：R3.4～R3.9)	①検察からの「更生緊急保護の重点実施者」の相談件数 ②「被疑者等支援業務」として定着へ依頼に至るまでの（想定）ルート（スキーム）
2. 定着支援センターにおける活動報告 (期間：R3.4～R3.9)	①「被疑者等支援業務」の実施状況 ②「相談支援業務（被疑者・被告人のみ）」の実施状況
3. 関係機関からのご意見	①定着支援センターとの連携状況 ②定着支援センターへ期待すること ③「被疑者等支援業務」に関して関係機関が期待すること
4. 各都道府県での円滑な「被疑者等支援業務」実施に向けた検討	①定着支援センターからの好取組共有と、それに対する参加機関の意見 ②円滑な「被疑者等支援業務」実施に向けた課題と、今後期待すること

調査結果まとめ

被疑者・被告人等支援中央検討委員会 アンケート調査結果【調査期間：R3.4～R3.9】

全定協ブロック（参加センター数）				北海道・東北ブロック（7）		関東・甲信越ブロック（8）		
重点実施対象者（検察→観察所）				33		32		
被疑者等支援業務として依頼（観察所→定着等相談）件数				13		21		
ブロック内における被疑者等支援業務の実施センター数				5		5		
定着支援センターにおける被疑者等支援業務の実施件数				8		27		
相談ルート				①検察→保護観察所→定着	7	①検察→保護観察所→定着	22	
				②その他	1	②弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	2	
						③その他	3	
ブロックの特徴				・①通常ルートが多い ・③その他は、検察から定着に相談の上、①通常ルートになったケース		・①通常ルートが多い ・①通常ルートの内、起訴前が14件		
ブロック内における相談支援業務の実施センター数				6		5		
定着支援センターにおける相談支援業務の実施件数				23		59		
相談ルート				①弁護士	10	①検察	24	
				②検察	4	②弁護士	20	
				③その他	9	③その他	15	
ブロックの特徴				・弁護士依頼が多い。 ・その他の9件の内、7件の依頼者は、警察や地域の福祉機関等である。		・弁護士依頼と検察依頼の件数がほぼ同程度である。 ・検察依頼の内、24件中23件が1センターの実績である。 ・その他の内、保護観察所依頼の実績はない。		
関係機関からの意見 プロック別ポイント版	保護観察所	定着との連携状況	定着との連携状況	・被疑者等支援業務に関する協議を行う等、連携は十分になされている。		7	・協議や対象者面談の同席を通して、必要な連携が十分になされている。	
				・ネットワークづくりや帰住先の開拓、継続的な支援。		6	7	
	検察庁	定着との連携状況	定着への期待	・被疑者等支援業務だけではなく、相談支援業務でも緊密な連携が行われている。		5	・重点実施は保護観察所を通した形であるが、十分な連携がなされている。	
				・福祉的助言や支援ネットワーク構築。		4	・引き続きの連携と重点実施以外の対象者への支援。	
	弁護士会	定着との連携状況	定着との連携状況	・個別ケースだけでなく、意見交換等が積極的に行われている。		2	・連携は十分になされている。	
				・入口支援の周知。		2	2	
		定着への期待	定着への期待	・情報共有を行い、十分な連携がなされている。		1	・被疑者等支援業務の実施による、福祉的支援に結びつくケースの拡大。	
	その他	定着との連携状況	定着への期待	・更なる情報交換、連携。		1	・再犯防止の枠組みで取り組む必要性を理解している。	
好事例（定着の認識） プロック別ポイント版	プロック別ポイント版	ケース支援に関すること		・県担当者の仲介のもと、保護観察所・検察庁との協議を実施し、ケースに対応した。 ・地域の福祉機関からの相談と検察庁からの相談があり、被疑者等支援業務の対象者として対応した。		・執行猶予確定前の更生緊急保護申出事例であり、本人面談前から関係機関への情報収集、入所先の調整を行った。		
		関係機関との連携等に関するこ		・被疑者等支援業務以外にも相談支援業務を通して、連携が強化されている。		・県が定着の事業費を負担していないことについて弁護士会から意見を挙げていただいた。 ・すべての警察署において名刺記載の住所地を記載することで、手続き等が可能となっている。		
関係機関からの意見 プロック別ポイント版	プロック別ポイント版	保護観察所	課題点	・限られた人員で短期間の調整を行わなければならぬこと。 ・更生緊急保護以外の対象者への支援。		・同意書徴収の在り方。 ・迅速かつ簡易な方法の仕組みの構築。 ・保護観察所からの依頼書がなくても、被疑者等支援業務の実績とする仕組の検討。		
				・被疑者等支援業務の対象外の人への支援。		・重点実施の手続きを経ていなくても実質的に重点実施となる場合に被疑者等支援業務の実績とする仕組の検討。 ・限られた時間、職員での支援。		
		弁護士会	課題点	・被疑者等支援業務の対象外の人への支援。 ・弁護士依頼での被疑者等支援業務の利用ができないこと。		・被疑者等支援業務の選定の仕方が定まっていないこと。 ・保護観察所、検察庁による適切な情報開示が課題。		
				・本人同意の取り方。 ・限られた時間での調整。 ・更生保護施設の協力が得られないこと。		・釈放時に薬を出してもらえないこと。 ・面談時間が少ないと予算の問題。		

※北海道は複数の保護観察所が回答しているが、1とカウント。

東海・北陸ブロック（5）		近畿ブロック（6）		中国・四国ブロック（9）		九州ブロック（8）	
15		15		20		30	
8		10		6		6	
3		4		1		2	
8		10		1		5	
①検察→保護観察所→定着	4	①検察→保護観察所→定着	4	①検察→保護観察所→定着	1	①検察→保護観察所→定着	5
②弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	1	②弁護士→定着（相談）→保護観察所→検察→定着	3				
③その他	3	③その他	3				
・起訴前は①通常ルートのみ ・起訴後に「準じた」形での依頼有		・起訴前後それぞれに①②ルートの実績有 ・③は全て弁護士依頼での別ルート		・①通常ルート1件のみ ・依頼はあったが、定着が被疑者等支援業務の実施をしておらず、実績無が5件		・①通常ルートのみ ・起訴後が5件中4件	
5		4		5		8	
28		50		26		60	
①弁護士	19	①弁護士	25	①弁護士	12	①弁護士	36
②検察	4	②検察	8	②検察	7	②検察	15
③その他	5	③その他	17	③その他	7	③その他	9
・弁護士依頼が多い。 ・検察依頼の実績があるセンターは1センターのみである。 ・検察依頼の実績は起訴前のみである。		・弁護士依頼が多い。 ・検察依頼の実績あるセンターは1センターのみである。 ・検察依頼の実績は起訴前のみである。		・弁護士依頼が多い。 ・検察依頼の実績あるセンターは1センターのみである。 ・その他の内、保護観察所依頼の実績は4件ある。		・弁護士依頼の実績が検察依頼の実績の2倍以上ある。 ・検察依頼の実績15件中12件が起訴前の依頼である。 ・8センター中3センターは検察依頼の実績がない。	
・連携は十分できており、柔軟に対応されている。	4	・入口、出口とともに、十分な連携がされている。	3	・ケース対応や協議を通して、十分な連携がなされている。	9	・県独自のスキームが展開されている。 ・協議を実施し、連携がなされている。	6
・福祉的知見に基づいた協力、受け入れ先の開拓。	3	・入口を含む継続的な支援。	3	・支援対象者の拡大、受け入れ先確保、柔軟で継続した支援。	9	・被疑者等支援業務の周知、保護観察所への重点実施の相談。	4
・定着への直接の相談があったり、定着の支援期間の確保のための早めの依頼に協力的である。	4	・從前から入口支援を通じて十分な連携がなされている。	2	・被疑者等支援業務開始前から連携できる相談体制がある。	3	・保護観察所を通じた連携や協議に参加し、連携がなされている。	4
・検察からの直接依頼を受けてほしい。	2	・被疑者等支援業務の周知活動、多機関連携による支援。	2	・伴走的支援、弁護士依頼とケースの検察への繋ぎをしてほしい。	3	・入口から出口までの一連の支援を期待されている。	4
・協議や電話での事前相談等が実施されている。	2	・県独自のチェックシートを設け、入口支援を実施している。 ・協議を実施し、連携を図っている。	2	—	—	—	—
・研修会等の実施、粘り強い支援。	2	・個別ケースでの連携、交流の機会の継続。	2	—	—	—	—
・連携会議等に参加して意見交換が行われている。	1	・個別ケースで関わっていきたい。	1	—	—	・協議を行い、連携はできている。	1
—		—		—		—	
・保護観察所、検察、定着で、役割分担を実施し対応した。管外の自立準備ホームに、保護観察所と定着が本人と同行し、調整をすることができた。		・保護観察所、検察府、定着が本人同意を得て、協議を行い、迅速な支援につながった。		—	—	・法務少年支援センターとの連携により、対象者の障害受容が図れ、支援が前進した。	
・被疑者等支援業務の対象者とはならなかったが、相談支援業務として、関係機関と連携し対応した。		・被疑者・被告人等支援のケースをもとに、支援検討会を実施し、地域の支援者への周知を図っている。		・支援フロー図や依頼書を作成し、関係機関に共有した。 ・事業開始前ではあるが関係機関との協議を実施した。		・定期的な関係機関との協議を実施している。 ・弁護士等からの依頼について、被疑者等支援業務の対象とならないか、保護観察所や依頼者と相談している。	
・面談時間の確保等、特別調整同様の対応ができる。 ・検察官と弁護人の考え方の違い。		・県の実情を踏まえた運用等について関係機関と協議が必要。		—	—	・検察の弁護活動への関与の在り方。	
・支援事例がまだ少なく、課題ははっきり見えていない。		・定着の職員の負担の増大。		・被疑者等支援業務の対象者が限られていること。	—	・検察の弁護活動への関与の在り方。	
・更生緊急保護の実態が分からないこと。		—		—	—	・被疑者等支援業務の弁護士業務との兼ね合い。	
・時間的な制限。 ・中間施設に受け入れてもらえないこと。 ・重点実施対象者にならないこと。		・同意書の運用方法。 ・特別調整ではできていることができないこと。		・予算と人員の確保。 ・地域の支援者との連携強化。		・被疑者等支援業務を含めた定着の予算の確保。 ・軽放時に薬を出してもらえないこと。 ・被疑者等支援業務の実績が上がらないこと。	

1. 保護観察所による重点実施と被疑者等支援業務について

- ・定着支援センター（以下、「センター」という。）の被疑者等支援業務の実施センターは、回答のあつた43センター中、令和3年9月までに20センターである。
- ・保護観察所による重点実施は、43回答中32の保護観察所が実施している。その内、保護観察所から被疑者等支援業務として依頼を受けたセンターは、23センターである。23センターの内、20センターが実際に被疑者等支援業務を行っている。
- ・重点実施対象者総数は145件の内、64件が被疑者等支援業務として保護観察所がセンターに依頼している。その内、59件を被疑者等支援業務対象者として、実際にセンターが支援を行っている。依頼の多いブロックでは21件、少ないブロックで6件と幅がある。また、全国的に見て、被疑者等支援業務自体を実施していないセンターが多いブロックも多く、全国的にはばらつきがある。
- ・上記依頼を受けた64件中、センターが支援しなかった5件は、センターが依頼段階において被疑者等支援業務を実施しておらず、対応しなかったものである。また、被疑者等支援業務の実績があるセンターにおいても、本来であればセンターが保護観察所から被疑者等支援業務で依頼を受けるケースについて、各都道府県に1か所という支援対象地域の広域性や定着職員の不足により、センターのみでは対応できず、既に地域において重点実施対象者の支援を依頼するルートが確立されている場合もあり、被疑者等支援業務の実績が上げられない地域もある。さらに、センターによって、入口支援について被疑者等支援業務のみ行うようにしているセンターと相談支援業務での入口支援に力を入れているセンターとがあり、センターの考え方には左右されている部分もある。
- ・重点実施対象者として保護観察所へ依頼があった時点での相談時の状況については、起訴前が79件、起訴後62件であり、起訴前の方が多い。ブロック別でみても、すべてのセンターにおいて起訴前での依頼が起訴後よりも件数が多くなっている。一方、被疑者等支援業務としてセンターへ依頼があり、対応したものは、起訴前が27件、起訴後が32件と逆転している。そのため、判決までの期間がない中の調整が多いといえる。
- ・被疑者等支援業務の依頼ルートとしては、起訴前・後ともに、検察→保護観察所→センターの通常ルートが最も多い。（起訴前：24件、起訴後：19件）また、弁護士からの依頼をセンターが保護観察所に相談し、被疑者等支援業務の依頼につなげたケースもある。（起訴前：2件、起訴後：3件）他方で、起訴前については弁護士から直接「検察」に被疑者等支援業務を相談したケースはない。（起訴前：0件、起訴後：3件）一部のセンターでは検察を通さない、「準じた」形での依頼ルート（起訴前：0件、起訴後：2件）も見られ、事業開始から6か月ではあるが、各地域で独自の取り組みが展開されており、重点実施の実施状況や依頼ルート等には各都道府県の特色がみられる。
- ・重点実施の実施件数は145件であり、相談支援業務の総数246件に対して、100件以上の違いがある。また、重点実施の実施件数145件のうち、被疑者等支援業務は64件と相談支援業務と比べると、4分の1程度の数にとどまっている。各委員の意見として、どちらの形で支援をしても、支援内容は同じであるとの回答が挙がっている。

2. 相談支援業務の状況と被疑者等支援業務との比較

- ・相談支援業務は、43センター回答中32センターが行っている。相談支援業務は、起訴前・後のどちらかをセンターが対応し、どちらかを他機関で対応しているセンターもある。被疑者等支援業務の件数59件に対し、相談支援業務の件数は、246件（起訴前：153件、起訴後：93件）であり、被疑者等支援業務と同様に、起訴前が多い。多いブロックでは50件前後、少ないブロックでも20件以上対応している。
- ・相談支援業務には、弁護士やその他の団体からセンターに依頼のあったケースで、センターが保護観察所に対し、被疑者等支援業務の相談をしても、対象とならなかった者も一定数含まれている。

- ・被疑者等支援業務のスキームのある「検察」からの相談は246件中62件（起訴前：55件、起訴後：7件）あり、相談支援業務と被疑者等支援業務の業務整理が必要と思われる。
- ・相談支援業務で起訴前に依頼があったセンターは43センター中27センターである。起訴前の相談者としては、検察と弁護士が55件ずつと総数は同じである。しかし、センターごとの内訳でみると、検察からの依頼を受けたセンターは27センター中11センターにとどまる。さらに、検察依頼の件数の内訳は55件中22件が1センターの実績であり、一部センターに集中している。弁護士依頼の件数の内訳は、センターでの大きなばらつきはなく、全国で実施されている。
- ・相談支援業務で起訴後に依頼があったセンターは43センター中25センターである。起訴後の相談者としては、弁護士依頼が93件中67件と3分の2以上を占めている。一方で、検察は7件と、大幅に減っている。
- ・保護観察所の依頼件数の総数は12件と少ない。（起訴前：8件、起訴後：4件）ブロックによっては、ブロック全体で保護観察所の依頼件数が0件というところもある。相談支援業務と被疑者等支援業務についてセンターが行う支援の中身はどちらで同じであるため、相談支援業務ではなく、被疑者等支援業務のスキームが活用されることが望まれる。
- ・地域の福祉機関や家族等からの相談が起訴前・後ともに（起訴前：35件、起訴後15件）と保護観察所よりも多い。これは、これまでのセンターの広報啓発活動により、業務が周知された結果と考えられる。

3. 定着支援センターと関係機関との連携状況と定着支援センターへの期待について

○関係機関との連携状況

- ・関係機関との連携状況について、保護観察所は43センター中36センター、地方検察庁は43センター中23センター、弁護士会は43センター中8センターとの回答があった。
- ・回答のあったセンターでは、各都道府県との協議をしているところが多くかった。
- ・アンケート実施にあたり、都道府県から回答しないでほしいと依頼のあったセンターもあると聞いており、この事業に関する各都道府県の認識にも差があることがうかがえる。

○定着支援センターへの期待

- ・各機関から寄せられた意見に共通することとして、「受け入れ先の確保」「ネットワーク構築」「継続的な支援」「支援対象者の拡大」があがっている。
- ・また弁護士会からは、研修会や交流の機会等、被疑者等支援業務を含む入口支援の広報啓発活動が期待されている。

4. 被疑者等支援業務の好事例

- ・既に多くのセンターにおいて、地方検察庁・保護観察所との被疑者等支援業務に関する協議が定期的に実施されている。
- ・センターによっては協議の上、被疑者等支援業務の手続きの迅速化を図ったり、定着から被疑者等支援業務の相談をするルートを機能させたりする等、独自の取り組みが展開されている。
- ・各センターから挙がった課題と照らし合わせたところ、各センターから挙がった好事例で解決できるものも含まれていたため、次の表で対比した。

各ブロックのセンターから寄せていただいた 被疑者等支援業務の課題	各ブロックのセンターから寄せていただいた解決策
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の入口支援に対する理解が得られない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被疑者等支援業務の開始にあたり、更生保護施設、自立準備ホームが存在し、生活保護の申請増加が見込まれる市の生活保護課を訪問し、同業務の説明と本事業への更なる協力を依頼した。 ・これまでの入口支援の実例をもとに、地域の関係者とグループワークを行い、広報・啓発に努めている。
<ul style="list-style-type: none"> ・中間施設に受け入れてもらえない。 ・受け入れ施設が限られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れ施設確保のため、<u>保護観察所と連携の上、地域の福祉施設に対して、自立準備ホームの登録施設の促進を図った。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・入口段階は、時間が限られており、十分な面談ができない。 ・時間が少なく、十分な情報収集、アセスメント、検討ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点実施の保護観察所の面談時に、地域の関係者が面談に同席することができた。 ・被疑者等支援業務、相談支援業務について、事前に検察から直接定着に情報を共有してもらっている。 ・検察より、本人の同意が得られていないケースについても個人情報を伏せた形で相談をもらっている。 ・地域の福祉関係者から逮捕された方の相談をセンターが受けた際、検察庁に問い合わせることで釈放日等福祉関係者が必要な情報提供を行っていただけている。 ・釈放までの時間がなく、検察庁に本人を面談に呼べない際は、検察官からの指示で、勾留されている<u>留置施設での面談時間を長く確保</u>していただいている。 ・弁護士に同席することや留置施設への要請を依頼し、<u>面談時間を長く確保</u>することができているセンターや警察官の立会無しでの面会の例もある。 ・検察庁において地域の関係者や親族と支援会議ができる。 ・釈放時間や釈放場所、自転車などの還付等は、センターの動きに合わせて対応していただいている。 ・検察庁において、<u>簡易鑑定の書類などを含め、ほとんどの資料を閲覧・記録</u>することができる。公判段階では、弁護士が検察官から開示された資料を共有している例もあった。 ・家族への連絡など必要な<u>関係者とセンターが直接連絡をとれるよう配慮</u>をいただいている。
<ul style="list-style-type: none"> ・限られた人員で支援を行っており、負担が大きくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースによっては釈放後、<u>警察に施設や病院などへ送っていただき、引き継ぐ。</u> ・「寄り添い弁護士制度」のある弁護士会はもとより、担当する弁護人に依頼することで、弁護士に施設等への送迎を担っていただける場合もある
<ul style="list-style-type: none"> ・留置施設、拘置所での面会時に、法人の職員証では身分証明が認められず、個人の住所等を記載したり、自身の運転免許証等を提示したりする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内すべての<u>警察署・留置施設での書類の記載</u>時には、住所を「名刺記載のセンターの住所」にして、対応してもらっている。 ・現場で判断できることについては、上級所管部署（地検→法務省刑事局、保護観察所→保護局、矯正管区→矯正局）に報告し、事業改善に取り組んでいる。

<ul style="list-style-type: none"> ・被疑者等支援業務の依頼が来ない。 ・弁護士依頼のケースでは被疑者等支援業務の利用ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援業務として依頼のあったケースについて、<u>相談者（弁護士）や保護観察所と協議し、被疑者等支援業務へ移行できる場合は移行して対応</u>している。 ・<u>法テラスと連携し、センターの説明資料・相談依頼書を国選弁護人の依頼書類の中に入れてもらい、全ての国選弁護人に周知</u>している。 ・被疑者等支援業務の実施にあたり、弁護士会と協議して、弁護士からセンターへの相談依頼書の様式を見直し、周知した。
<ul style="list-style-type: none"> ・被疑者等支援業務のスキームは、保護観察所を通さなければならぬために、書類のやり取りが多く、時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護観察所と協議の上、同意書徴取のみでの実施が機能している。 ・前項のように、関係者の協議により、相談支援業務から被疑者等支援業務への移行という対応が可能であり、時間の短縮を図り得る。

5. 被疑者等支援業務の課題

○被疑者等支援業務の支援件数の拡大にむけて

- ・事業開始年度とはいえ、被疑者等支援業務は相談支援業務の1/4の相談件数であり、積極的に運用している地域とそうでない地域の差がある。センターにとって、相談ルートの違いはあっても、どちらの業務においてもほぼ同じ支援のための業務を行っている。検察、保護観察所からの相談支援業務の依頼もある中、そのような相談は被疑者等支援業務で対応できるようにしていく必要があると考えられる。

○検察・保護観察所（弁護士）・行政との共通認識に基づいた対象者の選定

- ・検察や弁護士会から「弁護活動との兼ね合い」が課題点として挙がっていることからもわかるように、未決段階での関与は、それぞれの保護観察所・地方検察庁やその事件の決裁官、担当者によって考え方方が異なり、その考え方に基づいて、被疑者等支援業務の対象者が選定されている。この事業は都道府県だけの問題ではなく、圏域をまたぐ広域調整も想定されているので、各ブロック単位、さらには全国での検討も必要と考えられるため、更なる協議を各地域で実施し、それぞれの機関が共通認識に立ち、『人』に左右されない形で、被疑者等支援業務を運用していく必要があると考えられる。

○受け皿の確保

- ・被疑者等支援業務の実施に当たっては、帰住先の確保が必要である。更に特別調整より短い時間での調整の中で、本来帰住先となるべき、更生保護施設や自立準備ホームが対象者を受け入れないことがある。また、ブロックによっては「女性を受け入れるシェルター」がないし、都道府県によっては対象者の受入が可能な更生保護施設がない等対応に苦慮しているセンターもある。保護観察所からも「受け入れ先の確保」がセンターに期待することとして挙げられているが、被疑者等支援業務のスキームは、保護観察所が関与することで、更生緊急保護を利用し、更生保護施設等の利用が可能となることが想定されていたことからすると、疑問もある。

○好事例の周知

- ・本事業の取り組みにより、関係機関と調整や実際のケース支援を通じ、好事例があがってきてている。今後全国で地域格差なく、被疑者等支援業務を実施していくためには、各センターでの好事例を、センターどうしだけでなく、関係機関にも周知した上で協議を実施し、各都道府県における事業の標準化を図る必要がある。

○定着支援センターの認識の標準化

- ・センターの被疑者・被告人等への支援への認識は、地域によって異なっており、弁護士の弁護活動に協力する形で相談支援業務が中心的に実施されているセンター、福祉の視点を強調して弁護士からの依頼に消極的で、中立的に支援が実施されているセンター等があり、センターの支援のあり方に対する認識は全国的に標準化されていない。全国で標準化された支援を実施するためには、本事業の取組を全国のセンターに共有し、被疑者等支援業務の標準化を図る必要があるし、相談等支援業務から被疑者等支援業務に円滑に切り替えられるような各機関の協議・協力体制が必要である。

○定着支援センターの存在の脆弱さ

- ・センターの事業は法定化されておらず、国庫補助事業である。費用の一部を都道府県が負担することになっているが、一部の都道府県においては都道府県負担分が満額負担されておらず財政的に困窮しているセンターもある。また、毎年、受託団体をプロポーザル方式で公募している都道府県もあり、事業の安定性が乏しい状況にある。このような状況の中、今年度は、年度途中の国庫補助金の満額支給がされなかつたことにより、次年度の事業に不安を抱え、新規事業の開始に向けた職員配置に消極的なセンターも多い。

さらに、司法との連携強化にむけ、職員が専門的な知識・スキル等を習得する必要があるが、人員や予算の不足から、研修等のために時間を割けないセンターもある。

センターが、予算上の問題から適切な人材を配置できない状況が根本的な問題と言える。

提 言

【提言】～被疑者等支援業務に ALLJAPAN で取り組むために～

●被疑者等支援業務の支援件数の拡大に向けた各ブロック単位での協議の必要性

被疑者等支援業務及び相談支援業務において、対応する業務の違いはあっても、実際に支援を行う内容は大きく差がない状況である。地域生活定着支援センター（以下、「センター」という。）としては、対象となる対象者に対し地域生活で必要な福祉的なサービス調整を行い、より安定した生活環境を整える事が使命であり、司法制度においては、どちらか一方の制度に偏ることなく福祉としての立場で向き合うべきと考える。次年度からは弁護士会との連携もスタートする予定であり、厚生労働省におかれでは、支援の必要性に即した支援対象者の選定が可能となるよう、また、相談支援業務から被疑者等支援業務に速やかに移行することで支援件数のカウントができるよう、検察、保護観察所等の関係機関との調整の上、柔軟な体制整備をお願いしたい。

●各都道府県・地域ブロック単位での協議の実施の継続

被疑者等支援業務が開始されて 1 年が経過し、各地域における協議の結果、地域の実情に応じたスキーム等が機能し始めている。本事業の結果から、課題としてあがった内容は、他地域において既に解決できている事例もあったため被疑者等支援業務について単に各都道府県内で内容を充実させる努力をするだけでは不十分であり、情報共有が重要である。また、圏域をまたぐ広域調整も想定していることから、今後は各ブロック単位での支援内容の共有・支援の質の「標準化」が求められる。各都道府県での関係機関との協議はもちろんの事、各ブロック単位、全国規模でのセンター間の協議・好事例の共有を企画する必要がある。

厚生労働省には、各ブロックにおける関係機関への好事例の周知や、全定協が呼びかける会議等への依頼があった場合は、各センター、関係機関が参加頂けるよう通達等のご支援をお願いしたい。

●関係機関における被疑者等支援業務の周知・好事例の共有

全国における検察・保護観察所の認識には、被疑者等支援業務がセンターの業務が予算措置となったことの理解や、支援対象者の選定基準等に差がある印象がある。

また、処分、判決までという時間的な制約から、特別調整・一般調整対象者以上に、行政や福祉機関との調整が必要だが、行政機関の理解もまだまだ十分ではない。

センターは、引き続き、関係機関に対し、本事業の成果物を通して被疑者等支援業務の好事例を広報啓発する必要がある。

一方で、厚生労働省におかれでは、検察・保護観察所・弁護士会・都道府県等への本事業の周知を引き続きお願いするとともに、総務省に対して、各自治体への積極的な働きかけをお願いしたい。

●保護観察所と協働した更なる受け入れ先開拓と受け入れ先への財政的なインセンティブの付与

被疑者等支援業務の実施に当たっては、帰住先の確保が必要であるが、時間的制約のある中での調整で、本来帰住先となるべき、更生保護施設や自立準備ホームが「障害や高齢の対象者」を受け入れないということがあり、対応に苦慮している。

保護観察所からも、「受け入れ先の確保」がセンターに期待することとして挙げられており、今後も引き続きセンターは更なる受け入れ先の開拓・ネットワーク構築を行う必要がある。

しかしながら、センターだけで、受け入れ先の開拓やネットワーク構築を行うことには限界があり、保護観察所と協働の上での自立準備ホームの登録促進等、新たな受け入れ先の開拓が望まれる。

さらに、更生保護施設や自立準備ホームが福祉的ニーズのある対象者の受入に必ずしも積極的でないのは、特別処遇分を含む委託費が必ずしも十分ではなく、人員体制の確保に慎重にならざるを得ないという事情もあると思われる。このことから、経済的なインセンティブとして、委託費の増額及び拡充

(特別処遇分の充実や人件費の付加等) が必要である。

以上から、厚生労働省には、成功例を持つ保護観察所における、自立準備ホームの開拓のノウハウを全国の保護観察所で共有できる仕組みの企画や、全国の保護観察所が自立準備ホームを開拓するための経済的インセンティブの必要性について法務省への申し入れをお願いしたい。

●被疑者等支援業務の実績の評価の仕方について

被疑者等支援業務は、圏域を跨ぐ広域調整が想定された事業である。したがって、各都道府県センターが同業務を実施できる状態が担保されるとともに、相互が連携できる体制整備が急務と考える。しかしながら、人口や地域に抱える刑事施設の性格や規模に応じた更生保護施設などの設置状況等の事情を考えれば、単純に「相談件数」だけでは評価しきれない。

センターが入口支援を実施するに至ったのは、出口支援に至る前に早期に介入する事で再び犯罪に至るリスクを回避できると考えているためであり、仮に実刑になるとしても出所後に再び社会的な孤立を防ぐ目的で支援に取り組んでいるセンターも多い。被疑者等支援業務を含む入口支援とは、地域住民としての課題認識のもと、関係する福祉・行政等の関係機関へのアプローチであり、地域福祉、ひいては地域社会の課題に対する取組ともいえ、その取組の結果として対象者が地域に定着できることで再犯防止に寄与できることを自負している。単に支援件数だけ伸ばせばいいものではなく、どれだけ地域社会に対してのネットワークが構築できたか、連携できたのかが重要であり、そのような地域課題に対する取組に対しても、予算算出のための活動として評価するようお願いしたい。

今年度事業化されスタートしたばかりの被疑者等支援業務である。今後、センターに対する予算算出基準の変更がある予定との事であるが、特別調整の実施体制の構築のときには全国にセンターが設置されるまで約3年を要し、その後も広域調整のための支援の標準化には時間を掛け現在に至っている。被疑者等支援業務は始まったばかりの事業であり、同じように育てていくためには、安定した経営基盤と、地域の実情に応じた各機関との連携などのための時間的な猶予が必要である。厚生労働省におかれでは、被疑者支援業務が生成途上であることにご配慮の上、予算算出のための制度設計のご検討をお願いしたい。

調査データ

アンケート結果① 被疑者等支援業務に関する保護観察所における活動報告・定着支援センターにおける活動報告

ブロック	実施有 起訴 前・後別	保護観察所（報告分）		定着（報告分）		ルート別 件数	相談ルート ①通常ルート②弁護士依頼を定着が保護観察所に相談し、通常 ルートへ。 ③弁護士が検察へ相談し、通常ルートへ。④その他
		重 点 実 施 対 象 者	内、被疑者等 支援業務対象 者	実 施 有	実 施 無		
北海道・東北(7)	起訴前	28	10	5	2	4	①検察→保護観察所→定着
	起訴後	5	3			3	①検察→保護観察所→定着
						1	④検察(相談)→定着→保護観察所→検察→保護観察所→定着
	合計※2	33	13			合計	8※1 ○全センター回答
関東・甲信越(8)	起訴前	19	8	5	3	14	①検察→保護観察所→定着
						1	②弁護士→定着(相談)→保護観察所→検察→定着
						1	④親族→定着→保護観察所→定着
	起訴後	13	13			8	①検察→保護観察所→定着
						1	②弁護士→定着(相談)→保護観察所→検察→定着
						1	④保佐人→定着→保佐人(相談)→検察庁→保護観察所→定着
	合計	32	21			合計	27※1 ○2センター回答なし
東海・北陸(5)	起訴前	6	2	3	2	2	①検察→保護観察所→定着
						2	①検察→保護観察所→定着
	起訴後	9	6			1	③弁護士(相談)→検察→保護観察所→定着
						1	④弁護士→検察→病院→定着→保護観察所→定着
						1	④労役場→拘置区併設の刑務所→保護観察所→定着
						1	④弁護士→定着(相談)→保護観察所→定着
	合計	15	8			合計	8 ○全センター回答
近畿(6)	起訴前	7	3	4	2	2	①検察→保護観察所→定着
						1	②弁護士→定着(相談)→保護観察所→検察→定着
	起訴後	8	7			2	①検察→保護観察所→定着
						2	②弁護士→定着(相談)→保護観察所→検察→定着
						2	③弁護士(相談)→検察→保護観察所→定着
						1	④弁護士→定着→保護観察所→検察(弁護士→検察)→保護観察所→定着
	合計	15	10			合計	10 ○全センター回答
中国・四国(9)	起訴前	5	2	1	8	1	①検察→保護観察所→定着
	起訴後	11	4			0	○全センター回答
	合計	20 <small>(内4名 は、前後 不明)</small>	6			合計	1※1
九州(8)	起訴前	14	2	2	6	1	①検察→保護観察所→定着
	起訴後	16	4			4	①検察→保護観察所→定着
	合計	30	6			合計	5※1 ○全センター回答

※1：「被疑者等支援業務対象者」として保護観察所が定着へ依頼したが、定着が「被疑者等支援業務」を未実施であったり、地域の事情や人員の問題により、他の機関が支援を受けたケースや「被疑者等支援業務に準する」ものを含んでいる場合もあるため、保護観察所（報告分）と定着（報告分）が異なっている。

※2：北海道は札幌定着・釧路定着を1とカウントしている。

アンケート結果② 相談支援業務（被疑者・被告人のみ）定着支援センターにおける活動報告

		実施有	実施無	起訴前後別件数	ルート別件数	相談ルート ①検察 ②弁護士 ③保護観察所 ④その他
北海道・東北 ⑦	起訴前	6	1	13	3	①検察
					3	②弁護士
					2	③保護観察所
					5	④その他（家族、警察等）
	起訴後	6	1	10	1	①検察
関東・甲信越 ⑧	起訴前	5	3	45	7	②弁護士
					2	④その他
					23	○全センター回答
					23	①検察
	起訴後	4	4	14	9	②弁護士
東海・北陸 ⑤	起訴前	2	3	17	13	④その他
					1	①検察
					11	②弁護士
					2	④その他
	合計	2	3	28	59	○2センター未回答
近畿 ⑥	起訴前	4	1	25	4	①検察
					9	②弁護士
					1	③保護観察所
					3	④その他
	起訴後	4	1	25	8	①検察
中国・四国 ⑨	起訴前	5	4	15	7	②弁護士
					1	③保護観察所
					9	④その他
					18	②弁護士
	合計	4	1	26	50	○全センター回答
九州 ⑧	起訴前	8	0	38	5	①検察
					8	②弁護士
					1	③保護観察所
					1	④その他
	合計	6	2	3	12	①検察
	起訴後				4	②弁護士
	22	19	③保護観察所			
	2	3	④その他			
	合計	2	⑤その他			
	合計	6	2	60	60	○全センター回答

※定着が保護観察所へ、被疑者等支援業務の相談をしたが、対象とならなかった者も相談支援業務で対応している。

※県との仕組による支援ではなく、触法者以外の相談も含めてすべて母体法人で「一般相談」として相談を受けているセンターもある。

※相談支援業務を実施しているが、調査期間内に実績がなかったセンターも「実施有」に含まれている。

- アンケート結果③ 関係機関からの意見
(連携状況と期待)
- アンケート結果④ 関係機関からの意見
(被疑者等支援業務の課題と期待)
- アンケート結果⑤ 関係機関からの意見
(好事例)

- ・上記アンケートについては、実際の現場の声を正確に伝えるため、可能な限り、原文のまま記載している。
- ・「被疑者等支援業務」は「同業務」と表記している。

アンケート結果③ 関係機関からの意見（連携状況と期待）

【北海道・東北ブロック】

	定着支援センターとの連携状況
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要なケースについては、迅速・丁寧に対応していただいていると感じている。 当庁における入口支援については、事案が比較的少ないこともあり、今年度は現時点で定着に相談等を行ったものはないが、支援を検討するに当たり、定着に相談等を行うことを検討した事案があり、そのような場合には御協力をいただけると承知しており、連携は図られているものと考えている。 定着、地方検察庁及び当庁で、入口支援に関する協議及び意見交換を行い、今後、関係機関の連携の在り方及び当庁管内地域における支援ネットワークの構築について、連携して協議等を進めることとしている。 令和3年12月5日現在、ケースでの連携はなし。（令和3年9月21日、地検を交え、三者協議を実施） 令和3年6月21日及び同年10月20日に、地方検察庁、定着、社会福祉協議会及び保護観察所合同で、入口支援対象者等に対する支援のあり方及び業務手順の確認を行い、業務の迅速化と効率化のために打合せを行った。また、同業務支援対象者1事例について協力等の依頼を行った。 現在のところ、特別調整における連携が主であり、同業務については、1件のみである。 主に4号観察（保護観察つき執行猶予）で、更生保護施設に入所している人の、福祉の支援の相談をしている。 該当ケースは2件。精神障害疑いで身分証を一切所持していないケース。高齢に加え精神障害の疑いがあり、更生保護施設退所後の帰住予定先の調整について時間がかかることが予想されるケース。 保護観察所と定着で月に1回会議を開催し、特別調整対象選定ケース、出所までの期間が短いケース、更生保護施設入所等について相談・協議するなどの連携を図っている。 月に1回検察・観察所・定着で打ち合わせを行っている。
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"> 定着とは、従前から、緊密で良好な関係を構築させていただいていると感じている。その他、各種福祉手続に関する相談にも応じていただいている。今後、更に緊密な連携を構築していきたい。 定着の運営協議会の委員として、運営協議会及び専門部会に参加し、同業務・相談支援業務の現状及び課題について情報を共有している。更生緊急保護の重点実施対象のうち同業務に該当する事案については、全て保護観察所に対して調査・協力依頼を行っている。 福祉の支援が必要な人を、定着に相談している。今まで入口支援では、帰住先が自宅の人が多い。 <p>更生緊急保護案件：保護観察所を通じて情報提供。勾留中に対象者と保護観察所、定着が検察庁等で面談した上、重点実施予定者に選定。その後、更生保護施設に入所となり、就労支援等を実施した事例2件あり。</p> <p>相談支援業務：保護観察所を通じて情報提供し、検察庁の入口支援の一環であるケア会議に定着が参加。定着においても見守り等の支援を行うこととした事例2件あり。</p>
弁護士会関連	<ul style="list-style-type: none"> 毎月1回の定着の運営協議会への参加、毎月1回の同協議会専門部会への参加、その他定着が主催する研修会への講師派遣等に積極的に協力している。 各弁護士が担当する個別事案において、入口支援等が必要な場合、各弁護士が定着と直接連絡を取り、被疑者・被告人の支援を実施している。逆に、定着が抱える事案について、弁護士が協力することもある。 同業務の実施に関しては、制度の利用方法や課題を確認するため、定着と弁護士会の二者で、令和3年8月5日に意見交換会を実施した。 被疑者の弁護人が直接、定着に相談・支援の依頼できる状況にある。また、弁護士会として定着と不定期であるが、協議会を開催している。
その他	<p>県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定着との毎月の専門部会、関係機関での会議のほか、電話やメール等で隨時やり取りを行うことにより、情報共有等を含む事業連携は図られていると考えている。

定着支援センターへ期待すること
<ul style="list-style-type: none"> ・定着との連携状況に関して、引き続き、御協力いただきたい。 ・福祉サービスの調整 ・高齢者や障害のある対象者への支援について、これまでの定着のノウハウを生かすことで、支援の幅が広がり多くの支援対象者の再犯防止につながるものと思料される。 ・刑事司法からの円滑な移行のため、地域の福祉事業者が地域生活定着促進事業が進められてきた背景を理解し、福祉の課題として受け止め、協力してもらえるような素地、ネットワーク作り。 ・高齢や障がいがある、福祉の支援が必要な人について、相談をするので、協力をお願いしたい。 ・各種手続等（住所変更、年金の申請等）の同行支援、本人が更生保護施設等に入所している場合、更生保護施設退所後の帰住先の調整。 ・被疑者・被告人等が入居、入所できるGHや福祉施設等増やす働きかけをしてほしい。
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、これまで出口支援を行うに当たり蓄積されたノウハウを基に、検察庁と福祉関係機関との連携に当たり、調整機関として中心的な役割を担っていただき、各事案に対する適切なアドバイス及び福祉サービスへの橋渡し役をお願いしたい。また、国庫補助の関係もあると思われるが、職員数を増員するなど体制を強化し、国、地方自治体と福祉関係機関等とが円滑な連携を取れるような福祉のネットワークを構築していただきたい。 ・再犯防止には、継続・長期的な取り組みが必要であり、その意味において定着が果たしている役割は大きく、今後も地域支援ネットワークにおける要としての役割を期待する。 ・更生緊急保護案件は、宿泊保護委託の調整を優先し、保護観察所と連携して速やかに面談を実施するなどした上、確実に宿泊保護委託先を選定願いたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度まで実施されていた県再犯防止推進モデル事業では、多数の弁護士が定着と協力して入口支援に取り組むことができた。今後も、同様の取組みを継続していただきたい。 ・入口支援については、まだ認知度が低いと思われるので、社会福祉協議会等の関係機関に対して周知をお願いしたい。
<p>県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度から新たに被疑者・被告人等支援が追加され、実際の支援における課題も多いが、罪を犯した者等が抱える様々な問題を踏まえた支援のノウハウや知見について、関係機関や福祉施設等に対する情報、意見の交換や関係の強化、連携等を期待する。

アンケート結果③ 関係機関からの意見（連携状況と期待）

【関東・甲信越ブロック】

	定着支援センターとの連携状況
保護観察所関連	<ul style="list-style-type: none"> 入口支援にあたる更生緊急保護重点実施ケースでは、事案発生ごとの打ち合わせ、調査面接を同席し、調整後福祉サービスの円滑な利用に至っている。今年度制度運用に当たって検察庁や担当行政、対象者を受け入れる施設職員が参加した意見交換会を実施した。 起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施において、選定期階から定着職員に面接に同席していただき、その助言を受けている。また、重点実施対象者として選定し、更生緊急保護の措置を実施していく際にも情報共有しながら、必要とされる福祉サービスのアセスメント、サービス受給のための調整をして頂いている。 重点実施の対象とならない（対象としない）事例であっても、必要に応じて定着と保護観察所が連携する（保護観察所が定着の協力を得る）など、必要な連携は図られている。 連携は上手くやっている。情報共有もできている。 本年度3回定着、県庁、地検、保護観察所で協議会を実施し、連携を深めている。 検察庁から連絡を受けて、定着と情報を共有し、速やかに面接を行っている。更生緊急保護による委託保護開始も、随時情報を共有しており、面接の同行の他、関係機関との連携も行っている。 同業務については10月から正式に開始。10月以前は相談支援として保護観察所から2件相談あり、そのうち1件については検察庁とも連携し支援を行った。
検察庁関連	<ul style="list-style-type: none"> 定着の今期の同業務は、保護観察所を介した更生緊急保護の重点実施等に限られているが、検察庁からの直接の相談依頼を受け、被疑者等の面談等を行った上、福祉への連携等必要な支援を多数行ってもらっている。 意見交換をしながら連携を強化していきたい。 更生緊急保護案件について、保護観察所を経由して連携を取り合っている。 被疑者及び被告人に係る更生緊急保護事案については、これまで保護観察所と連携して実施してきたが、本年度からは、特に高齢者・障害者等の重点実施対象者を中心に保護観察所を通じて、定着に支援の協力を依頼し、早期対応をして頂いており、良好な関係が構築できている。
弁護士会関連	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士会と定着は連携が取れている。たとえ間違えていたとしても相談してみようという弁護士がいる。また、その事情を県も理解している。同業務は高齢、障害の条件があるので、「生活困窮」などの案件は、今後「再犯防止」の枠組みで取り組んでいかなければならないとして、県、市町村と調整中。 同業務について、弁護士会との連携の開始が令和4年度となっており、現在は、業務の開始にあたり、運用に関する事前協議を行っているところである。
その他	<ul style="list-style-type: none"> なし

定着支援センターへ期待すること

- ・業務遂行にあたって、現在の実効性を維持できるように、人材の育成等にも継続して取り組んでいただけることに期待したい。
 - ・本人の特性に応じて、福祉サービスの確保や住居の設定など福祉的手立ての検討、本人のニーズにつながる福祉サービスの調整を行っていただくこと。また、それらの調整を通して、再犯防止の観点からも、司法と福祉の連携の必要性を福祉関係機関にもご理解いただくこと。
 - ・更生保護施設及び自立準備ホーム入所後の支援対象者等に対して、必要がある場合の継続的な支援。
 - ・支援対象者等を更生保護施設に入所させた場合、これまでと同様に更生保護施設（特に福祉職員）との連携。
 - ・定着のネットワークを活用して、関係機関と当庁の顔つなぎの調整役や社会資源の新規開拓。
 - ・重点実施に関わらないケースでも、困難ケースや更生緊急保護利用ケースに対するアドバイスを頂きたい。
 - ・高齢、障害者への手厚い支援
 - ・援護の実地市町村及び福祉事業者への調整など、福祉の専門家としての技量に期待している。
-
- ・入口支援は、時間的余裕がないにもかかわらず、現在のところ、相談依頼すれば基本的に受けてくれているため、今後も、これまで同様、継続的に連携して支援につなげていっていただければありがたい。
 - ・現在、地検内でも検察官の勉強会を実施している。それによって制度や福祉への理解を深めている状況。今後も定着との連携の中で、助言等を求める。
 - ・更生緊急保護で対応できない案件への支援をお願いしたい。
 - ・定着からの情報提供により、同業務につながることもあることから、今後も情報を共有させて頂きたい。また、更生緊急保護以外の案件について、相談させていただくこともあり、その際は御指導をお願いしたい。
-
- 市町)
- ・「再犯防止」の枠組みで取り組んでいかなければならない案件があることは、県、市町村ともに理解しようと努めている。しかし、すぐに「実支援」は難しい状況である。よって、定着が協力していく。